

令和五年三月三十日付け広島県報（定期）第二十五号に登載の広島県規則第二十四号（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

健康福祉局疾病対策課長

ページ	行	正	誤
一	改正後欄の最初から三行目	精神障害者を	精神障害を
一	改正後欄の最初から八行目	つては、当該精神障害者の居住地	つては、当該精神障害者の居住地